男鹿市建設工事入札参加者指名停止基準

(趣 旨)

第1 この基準は、男鹿市建設工事入札制度実施要綱第18条に規定する指名停止基準について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

- 第2 市長は、市の等級格付名簿に登載された業者(等級格付名簿に登載された建設業者を構成員とする共同企業体及び事業協同組合(以下「共同企業体等」という。)を含む。以下「有資格業者」という。)が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表の各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。
- 2 市長は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名しないものとする。
- 3 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体等における指名停止)

- 第3 市長は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を 負うべき有資格者である下請負人があることがあきらかになったときは、当該下請負人について、 元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 市長は、第2第1項の規定による共同企業体等について、指名停止を行うときは、当該共同企業体等の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、第2第1項又は前2項の規定により指名停止された有資格業者を構成員に含む共同企業体等について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第4 有資格業者が一の事案に対し別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件 ごとに規定する期間のうち最も長い期間をもって、それぞれの指名停止の期間とする。
- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間満了後1ヶ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき。(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 市長は、有資格業者について、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間を定めるに際して、情状酌量すべき特別の事由がある場合は、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、指名停止の期間は2年を超えることができない。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質 な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を

変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが 明らかに なったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

- 第5 市長は、第2第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により、次の各号の一に該当することとなった場合には、当該不当行為の程度に応じ、指名停止の期間を加重するものとする。
 - 一 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当 該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第 4号又は第6号に該当したとき。
 - 二 市職員が、競争入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。) 又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない で公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有 資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知)

第6 市長は、第2第1項及び第3各項の規定により指名停止を行い、第4第5項の規定により指 名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者 に対し遅滞なく通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7 契約権者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、 やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請負等の禁止)

第8 契約権者は、指名停止期間中の有資格業者が当該契約権者の契約に係る工事を下請け、若し くは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第 10 この基準に定めるもののほか、指名停止に係る重要な事案については、建設工事請負業者 指名審査委員会において審議するものとする。

附則

- この基準は、平成17年5月13日から施行する。
 - 附 則
- この基準は、平成17年11月1日から施行する。
- この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- この基準は、平成27年12月25日から施行する。 附 則
- この基準は、令和2年4月2日から施行する。

男鹿市において生じた事故等に基づく措置基準

(虚偽記載) 1. 男鹿市の発注する工事(以下「市発注工事」という。)の請負契約 に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申 請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の提出資料に虚偽の記載 をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事) 2. 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適しないもの(以下「契約不適合」という。)の程度が軽微であると認められるときを除く。)。 3. 県内における工事で市発注工事以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。 (契約違反) 4. 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (契約違反) 5. 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者者しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該認定をした日から1ヶ月以上4ヶ月以内なる。のを与えたと認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた一、次は損害を与えた場合において、当該認定をした日から1ヶ月以上4ヶ月以内なる。一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該認定をした日から1ヶ月以上4ヶ月以内ないて、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7. 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該認定をした日から1ヶ月以上4ヶ月以内ないて、当該事故が重大であると認められるとき。 は、記述記述をした日から1ヶ月以上4ヶ月以内	措置要件	期	間
2. 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適しないもの(以下「契約不適合」という。)の程度が軽微であると認められるときを除く。)。 3. 県内における工事で市発注工事以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。 (契約違反) 4. 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5. 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 6. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7. 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 当該認定をした日から1ヶ月以上4ヶ月以内	1. 男鹿市の発注する工事(以下「市発注工事」という。)の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の提出資料又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の提出資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められると		
契約不適合の程度が重大であると認められるとき。 (契約違反) 4. 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5. 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 6. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7. 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 当該認定をした日から1ヶ月以上4ヶ月以内	2. 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適しないもの(以下「契約不適合」という。)の程度が軽微であると認められるときを除く。)。3. 県内における工事で市発注工事以外のもの(以下「一般工事」といる。	1ヶ月以上 当該認定を	6ヶ月以内 した日から
5.市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 6.一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7.市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 当該認定をした日から1ヶ月以上4ヶ月以内 当該認定をした日から1ヶ月以上4ヶ月以内	契約不適合の程度が重大であると認められるとき。 (契約違反) 4. 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められると	当該認定を	した日から
7. 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、 当該認定をした日から 工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 1ヶ月以上6ヶ月以内	5. 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除 く。)を与えたと認められるとき。 6. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合にお	1ヶ月以上 当該認定を	9ヶ月以内 した日から
	7. 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	1ヶ月以上	6ヶ月以内

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

贈賄及び不止行為に基づく措直基準				
措置要件	期間			
(贈 賄) 1.有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員又はその使用人が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12ヶ月以上24ヶ月以内			
2. 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員又はその使用人が県内の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12ヶ月以上24ヶ月以内			
3. 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が県外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12ヶ月以上24ヶ月以内			
(独占禁止法違反行為) 4. 市発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反 し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められると き。	当該認定をした日から 12ヶ月以上24ヶ月以内			
5. 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から			
(1) 市内における違反(2) 市外における違反	12ヶ月以上24ヶ月以内 12ヶ月以上24ヶ月以内			
(競売入札妨害及び談合) 6. 発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法 人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮 捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12ヶ月以上24ヶ月以内			
7. 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその 使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕 を経ないで公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日から			
(1) 市内における違反 (2) 市外における違反	12ヶ月以上24ヶ月以内 12ヶ月以上24カ月以内			
(建設業法違反) 8. 市発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である 法人の役員又はその使用人が建設業法(昭和24年法律第100 号)違反の容疑で逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起された とき若しくは建設業法の規定に違反し工事の請負契約の相手方と して不適当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日 若しくは当該認定をした 日から 4ヶ月以上12カ月以内			
9. 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑で逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき若しくは建設業法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日 若しくは当該認定をした日から			
(1) 市内における違反 (2) 市外における違反	3ヶ月以上9ヶ月以内 1ヶ月以上6ヶ月以内			

(廃棄物処理法違反)

10. 市発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴を知った日から

6ヶ月以上12ヶ月以内

11. 工事の施工に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物処理法違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴を知った日から

(1) 市内における違反

4ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内

(2) 市外における違反

(暴力的不法行為)

12. 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が暴力団との関係が認められるとき若しくは業務に関し暴力的不法行為を行ったとき。

当該認定した日から 6ヶ月以上18ヶ月以内

(不正又は不誠実な行為)

13. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定した日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

14. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定した日から 1ヶ月以上9ヶ月以内